

# 奥州市議会運営委員会 会議録

【日 時】令和7年1月31日（金） 10:00～12:08

【場 所】奥州市役所7階 委員会室

【出席委員】小野優委員長 千葉敦副委員長 及川春樹委員 千葉和彦委員（遅参）

小野寺満委員 高橋浩委員 千葉康弘委員 今野裕文委員

※議長、副議長の出席はなし

【出席委員外議員】佐藤正典議員

【欠席委員】廣野富男委員 阿部加代子委員

【事務局】菊池事務局次長 佐藤事務局副主幹

---

## 【次 第】

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
  - (1) 奥州市議会基本条例の検証について
  - (2) 例規改正について
- 4 その他
  - (1) 今後の予定について
  - (2) その他
- 5 閉会

---

## 【概 要】

### 1 開会

○副委員長（千葉敦君） おはようございます。ただいまより、議会運営委員会を開会します。委員長の挨拶後、本日の協議事項について委員長が進めて参ります。よろしくお願いいたします。

### 2 委員長挨拶

○委員長（小野優君） おはようございます。今日の議会運営委員会は基本条例の検証のほか、例規改正の部分があり、そちらも協議していただきます。よろしくお願いいたします。

### 3 協議事項

#### (1) 奥州市議会基本条例の検証について

○委員長（小野優君） 早速協議事項に入ります。

(1)、基本条例の検証について、事務局から説明をお願いします。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 時間が空いてしまいましたが、議会基本条例の検証を進めさせていただきます。

一覧表で1月31日の検証日程ということで、資料を保存しています。

本日は9項目ありますので、時間が許す限り検証を進めたいと思っています。

早速、第3条第1号、第2号、議員の活動原則、民意把握、資質向上、政策立案、提言の内容について、個票を見ていただきたいと思います。

個票の第3条、第1号、第2号、議員の活動原則の部分です。

条文は、議員の活動原則、第3条として、(1)、(2)にあるとおりです。

検証内容は、3項目を掲げていますが、取組実績1、市政課題、民意の把握、自己研さん等で、本条は議員の活動原則についての規定であるが、議会として市民の意見、要望等を把握し、議員の研さんに資する以下の取組を行っており、議員活動の一助となっているということです。

(1)、市民と議員の懇談会ですが、前回の検証の際には、対面式の市民と議員の懇談会が一覧として掲げてありました。

平成30年度から従来の対面式の開催方式を改め、常任委員会ごとにテーマを定めて、ワールドカフェ形式で開催し、市民関係者の意見を聴取し、政策提言につなげる取組したということです。

令和4年度以降の取組は表の形で書いていますし、令和6年度は明日の開催になりますが、総務常任委員会と産業経済常任委員会がワールドカフェを開催しますし、3月8日には教育厚生常任委員会が産前・産後のサービスについてというテーマで、3月22日には建設環境常任委員会がみんなで考えようごみのことをどうしたら減らせるというテーマで開催します。

政策提言、こちらは議場において行われていますのでご承知のとおりだと思いますが、(1)、常任委員会による政策提言、2年度を1つの区切りとして、各常任委員会から政策提言をする取組をするということで、直近では、令和5年に4つの常任委員会からそれぞれのテーマにおいて政策提言がなされ、提言書が提出されたということでしたし、現在は、4つの常任委員会において令和7年度になると思いますが、その政策提言に向けて、所管事務調査、市民と議員の懇談会、先進地視察等の取組を進めている状況です。

(2)、決算・予算審査連動の政策提言附帯決議で、令和4年度からの取組ですが、従来の附帯意見の取組から、決算審査・予算審査を連動させた政策提言サイクルを開始し、令和4年9月、令和5年9月、令和6年9月とそれぞれ附帯決議を行い、市長に附帯決議書を提出した取組を行っております。また、令和5年3月には、決算審査の際に附帯決議を行った事項が予算審査の予算に反映されていないということで、予算審査でも附帯決議を行いそちらでも附帯決議書を提出しています。

3、課題及び市民の意見、要望等の把握で、奥州市議会市民フォーラムを昨年末に開催し、開催地域、開催日時、参加人数は記載の状況となっています。

段階評価ですが、各会派さんからA～Cと出されており、均してB評価になります。

B評価は、一部達成で、条文の目的を4割から6割程度達成しているという評価です。

こちらはあまりばらつきもありませんでしたので理由を読み上げますと、会派等による行政視察や議員個々の研修会への参加などにより自己研さんに努めているほか、関係者との協議やワールドカフェ形式による懇談会の実施で市民の意見を的確に把握し、政策提言に結びつけることができた。また、市民の意見を把握する機会として、市民と議員の懇談会のほか、新たな取組として、市議会市民フォーラムを開催できた。政策サイクルに関しては、常任委員会を単位として政策提言のほか、決算・予算審査を連動させた政策提言サイクルに取り組むことができたという

ことです。

管理評価は、4又は3とそれぞれ出されており、端数切り捨てで、3評価となります。

3の評価は、条文の改正不要ですが、現状の取組を見直すという評価になります。

読み上げますと、本条文は、議員の活動原則として資質向上や政策立案・提言について不足なく規定されており見直しは不要である、です。

今後必要な取組は、聴取した意見や要望等を市政に反映させるための常任委員会を単位とした政策提言及び決算・予算審査を連動させた政策提言サイクルには取り組んでいる。今後も市民から得た意見を市政に生かす努力及び議員の不断の研さんが必要である。また、意見等の把握に当たっては、懇談会、フォーラムの在り方の研究を続けるほか、ホームページ、SNS等の多様な手段を活用していく、という内容です。

ここで、奥州みらいさんから、意見を市政に生かす努力が必要、と出されておりますけれどもここは上の文言に、議員の不断の努力と書かれておりますのでその中に含まれるのかなというところでこの内容入っていると解釈をしているところです。

以上です。

○委員長（小野優君） 第3条の部分に関して皆さんの方からご意見を賜りたいと思います。

本件について何かありますでしょうか。

ないようでしたら議運として、段階評価B、管理評価3と定めたいと思います。

よろしくお願いします。

次の項目の説明をお願いします。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 続きまして、第4条、会派です。

取組実績は、会派結成の現状で、資料記載のと通りの会派名、代表者、人数となっております。

2ページ目、段階評価は、取組項目ではないため段階評価をしないということで空欄です。

管理評価は、4～3と出されており、条文の見直しは必要ないということですが、新奥会さんからは、多様化する市民ニーズに対して、これまでのように全体の意見が一致する機会は減少していくことが予想される、という内容が出されております。ここはこの文言を入れるかどうかについてご意見をいただければと思います。

特に意見がなければ、議運全体の意見として、条文の改正は必要ないけれども、新奥会さんからあった意見の部分を書き加えて、議運の評価にする形になるということです。

今後必要な取組の部分ですが、ここはばらつきがありましたので、そのまま書き出しました。

奥州みらいさんからは、会派の活動がどう市政に生かされるか検討していく。

日本共産党さんからは、会派として機能していないところもあるように思う。

新奥会さんからは、一議員として、会派としての見解を聞く場や、会派代表質問の機会を設けるべきではないかと意見が出されております。

参考に前回、今後必要な取組として書かれた事項を書いております。本条文では、会派の結成、構成等が規定されているのみで、会派が取り組むべき事項については何ら明示されていないため、今後の会議における議会活動の在り方としてどうあるべきかを検討していく必要があると思われる、となっております。いろいろ意見が出されておりますけれども、前回参考の中身に全部包含さ

れますということあればそのままの形になると思いますし、ちょっとここに書き加えた方がいいという内容があるのであればそれをさらにこれに書き足す形になると捉えています。

以上です。

○委員長（小野優君） この部分に関しては皆さんからご意見ありますでしょうか。

管理評価の新奥会からの理由、考察っていうんですか、そういった部分もあるのかなと思うので、特にここに書き込む必要はないのかなと私としては思う部分ではあるんですが。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 条文の見直しは必要なしという文言が残るのですが、同じ評価ですが、ばらつきがあるのになぜという部分が気になる部分だと思います。

すべての会派さんが4であれば条文の見直しは必要なしだけでいいと思いますが、新奥会さんが3なので、なぜ3なのかという部分が何かしらほしいのかなと思います。

○委員長（小野優君） 及川委員。

○及川委員 及川です。そもそもこの3という評価をしたのは、議会改革検討委員会のときに私も感じたんですが、いわゆる会派と個々の議員がどのように認識しているかっていうのがちょっと見えなくて。日本共産党さんも会派として機能してないところもあるように思うというようなところがやっぱり、近いと思うんですけども。

会派として理念が一致して、共に活動しているというところがベースにあると思うんですが、なかなかそれがいろいろ多様化してくる中で、1つの塊として維持ができていけるのかなというのがちょっとあったのでこのような評価にしました。

○委員長（小野優君） 議運としては、今説明いただきましたけれども、管理評価の理由に、市民ニーズに対応していくかっていうところを入れるかどうかなんだと思いますけれども。

今野委員。

○今野委員 それぞれ会派で考え方があってから、あんまり踏み込まないほうがいい。

○委員長（小野優君） 高橋浩議員。

○高橋委員 管理評価ですが、新奥会さんの意見として、「多様化する市民ニーズに対して、これまでのように全体の意見が一致する機会は減少していくことが予想される。」です。

予想されるので改善が必要である、とかの文言が評価なので、改善が必要であろうと考えるか、努力が必要であるとかいう部分が必要なのかなと思います。

評価のこの文言の部分、その内容の部分はそれほど突っ込むものではないんですが、評価としての部分ならば、減少していくことが予想されるということですよ。評価としてなので、さらに改善が必要であるとかという部分が必要なのかなと個人的に思った部分です。

取組部分のところでも設けるべきじゃないかっていう部分も述べているので、最初の評価の部分で予想されるから努力が必要ではないかっていうところで、その次の取組状況では、その機会を設けるべきではないかという流れではないかと感じました。

○委員長（小野優君） 高橋委員から改善という言葉までありましたけれども、一方で、今野委員から、会派で考える部分に踏み込むべきではないということもあるんじゃないかというご指摘もありました。

管理評価は確かに3になるんですけども、今後必要な取組が、複数の会派からこういったご

意見をいただきましたので、まず管理評価の部分に関しては、条文の見直しは必要なしとした上で、何で4ではなく3かという部分に関してのところの説明にも、今後必要な取組という部分が当たるんじゃないかと思われるので、そちらの表現を前回参考よりも書き方を各会派から出ている部分を取り入れて、文言を整理していきたいと思うんですけども。

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○委員長（小野優君） 再開します。

なので、第4条の管理評価はいずれ3ということで、管理評価の理由は条文の見直しは必要なしとするものの、今後必要な取組という部分で3つの会派から出されているところを盛り込んだ文言に整理していきたいと思います。

高橋委員、ということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ということで今後必要な取組の部分の方をもう少し整理した表現にしていきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

次の項目の説明をお願いします。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 続きまして、第5条、議会運営の原則等で、条文は第1項、アンダーラインと太字になっている部分についての検証になります。

取組実績は、3行目以降、是々非々の議論が行われた結果、平成18年の市町村合併以降において、議案の修正が2件、否決が5件、撤回が8件、100条調査とした事例が2件あることを4年前の議会基本条例の検証報告で報告しておりますけども、今任期に入りましてからは、いずれの事例も発生していない状況です。

段階評価は、定例会、常任委員会等を通じて、基本的な政策の決定、事務執行の監視、評価がなされ、議会の運営も適正に行われているということで、取消線を引いている部分は、これは前回の検証で書いてあったものですが、読み上げますと判断材料となる当局の資料提出やこれら議会活動の周知が不十分であるという部分が前回あったんですが、ここは改善されてきている部分ではないかということで、事務局の提案としては、取り消した形で、議会の運営も適正に行われているという形で段階評価Bでいいのではないかという提案ですが、ここはご意見をいただければと思います。

管理評価は、4～2で評価が分かれており、平均して均すと3の評価で、条文の改正は必要なしということになります。

本条文は、議会の政策決定、監視評価について不足なく規定されており、見直しは不要であるが、これらの議会活動を市民に十分説明する取組が必要であるという内容です。

今後必要な取組ですが、これは前回書かれていた内容に取消線を引いてありますけども、議会の政策決定、監視評価に必要な資料は、当局へ資料を要請するほか、これらの議会活動が適正に行われているか、実態を評価するシステムの構築も場合によっては検討する必要があるということで、ここの部分の構築の検討がなされたのかあるいは残すのかという点について判断がつかねた部分がありましたので、取消線を引いた上でアンダーラインを引いた形で、ご意見いた

だければと思っております。

新奥会さんからは、議事進行について議員が学習する機会が必要である。

公明党さんからは、通年議会の導入について議論を深めると意見が出されていますので、ここをどういった文言で記載していくのかという部分は、ご意見をいただければと思います。

以上です。

○委員長（小野優君） 第5条第1項についての評価でしたけども、段階評価はA、B分かれていますのでこのBという数字が妥当かなということ、それから、管理評価も数値としては妥当だと思われませんが、この段階評価の理由、管理評価の理由、それから、もう1つ今後必要な取組の部分に関して前回と比較して文言をどのように整理するかという部分の説明でした。

まず、段階評価からいきますけれども、前回ありました判断材料となる云々という部分を今回は削除してはどうかという部分、まずこの点についてご意見をいただきたいと思います。

高橋委員。

○高橋委員 段階評価がBで、評価の理由がこれで適正に行われているで切れてしまうと全体的にはAという評価になっちゃうのかなと、何でBなのかっていう理由がないとBにはならないような気がします。

○委員長（小野優君） 確かに、高橋委員がおっしゃるとおりかなという部分があります。

千葉委員。

○千葉委員 千葉康弘です。

Bの管理評価の理由のところ2段目3段目が削除されていますが、議案とか何かの提出、また資料提出が遅いように見受けられますので、遅いとなりますと私達もすぐ判断できないという部分がありますから、やっぱりこれはつけたほうがいいのではないかと思いますので、これはこのまま削除しないでつけてもらった方がいいと考えました。

○委員長（小野優君） ありがとうございます。

確かに遅いとき、前日とか当日朝というのもあったのは事実だなんて。

段階評価の理由の部分に関しては今千葉委員がおっしゃったとおり遅いときが確かにこの間もありましたので、資料提出が少ないというよりも、速やかな提出を求めていくという文言にしていきたいと思うんですけれども、こういった表現でよろしいかどうか確認させてください。

それから、前回と比較して削除している部分で、議会活動の周知が不十分である部分に関しては、これは本文から見ると、第2項、第3項の部分だったので今回の第1項の評価としてはこの周知のところは入れないで、今話しました速やかな資料提出を求めていくという形でまとめさせていただきたいと思うんですけれども。

ご意見ありますでしょうか。

よろしければ、こういう形でまとめさせていただきたいと思います。

同様に管理評価も、市民に対して十分に説明するという部分がありますけれども、これも、第2項、第3項の方かなという部分もあるんですが、前回の評価理由、特にアンダーラインが引いてある、議会活動が適正に行われているか自体を評価するシステムの構築という表現も特段アンダーラインをしていましたけれども前回のいずれ表現から何かしらこう改める部分があるのかという部分と、新奥会からは、学習する機会が必要ではという部分、議会のルールに関してという

部分と、それから、公明党さんから通年議会の場についてという部分もありましたけれども、ここは、今後必要な取組という部分で、今回は評価・検証の作業の流れとして、評価していく上で終わった後に、この中で削除・修正するものはその後修正するってあるんですけども、前回は議会基本条例の検証が終わった後に何を付け加えますかという議論をした部分もありましたので、そこにおいて改めてこの通年議会の話にはなるのかなと思っておりました。

なので、今後必要な取組という部分に関してはこの議論を深めるとか、学習の機会に関してはおそらく次の改選後の話になるのかなと思いますけれども、前回の表現のままというところまでは行かなくていいのかなと思うんですけども。

そういった場合は、どうしたらよいでしょうか。

段階評価で資料提出を求めるという部分から、速やかな提出を求める、スピーディーさを求めていくという部分がありましたので、前回の評価でいくとやっぱり資料提供を求めていくという表現、要請するとなっていましたけれども、その部分、今後必要な取組でも、段階評価の理由に合わせて、速やかな提出を求めていくという形にこちらもなっていくのかなというの、管理評価と連動させるとそういった部分になると思っております。

この辺でちょっと今のご意見をいただいた表現で、改めて、事務局と表現調整させていただきたいと思うんですけども。

高橋委員。

○高橋委員 委員長がまとめようとしているところに申し訳ないんですが、第5条の条文が、最後は、事務執行の監視及び評価を適切に行えるよう、円滑かつ効果的な議会運営に努めなければならない、ってありますよね。それに対して、評価としては、定例会等を通じて、決定、評価がなされ議会の運営も適正に行われているが、資料の提出等が遅れることがあるということですよね。であれば、例えばそこに理由としては、円滑かつ効果的な議会運営を進めるために、資料の早期提出を求めるという、その段階評価の部分で、何のためにその資料提出を求めるのかというところを入れといた方がより良いのではないかと思います。条文に対する評価ということなので。

以上です。

○委員長（小野優君） 今、ご意見いただいた部分をしっかりと文言に盛り込み、再度調整、整理させていただきます。

今、高橋委員からいただいた内容を中心に、改めて事務局と文言を調整させていただきたいと思うんですけども、そういうことでよろしいでしょうか。

今野議員。

○今野委員 評価のことじゃなく、言いたいことがある。

通年議会の導入については、4年ごとに、議題に上がっているので、それはもう議論してほしくない。

理由は、年4回、定例会があるわけですが、私たち党派5人がいて、週1で打ち合わせをしながらやるわけですけど、その時間が保障されなくなるのは、党派として困る。そう思っています。

○委員長（小野優君） 今後必要な取組の部分に関して、今、ありましたけれども、基本条例の検証という部分に関して、今後どうするっていう部分、考え方として今、公明党さんから出され

ましたし、それから新奥会が出している部分もありますけれども、この取組、何をしていくかっていう部分に関しての評価としては、今、今野委員さんがおっしゃった部分もあると思いますので、私もそうだとは思っていますので、この評価の中での今後必要な取組という部分に関しての表現については、実際ちょっと改めて整理させていただきたいと思っておりますし、今おっしゃったこともそのとおりだなという部分もありますので、ここに入れるっていう部分に関しては、一旦預からせていただいて、事務局と再度、文言を整理させていただきたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。今ここでこの文章をこういう文章でいきますというのが今ちょっと確定できないので、改めてこの今後必要な取組という部分に関して。

及川委員。

○及川委員 ちょっと違うところですけども、管理評価の理由のところ、これら議会活動を市民に十分説明する取組が必要であるってところが気になっていまして、説明するより理解される取組が必要であるかなと思います。で、それらが多分、今後必要な取組になってくるんじゃないかなと思って。取組が必要であると上に書いているのに、また今後必要な取組という項目があるのでなんか同じこと2回言っているような、ちょっとここどうなのかなと思って質問しました。

○委員長（小野優君） 及川委員がおっしゃることはそのとおりで、今回の検証評価を進めてきた上で、やり方としてこの1ページに戻っていただければ、今回は第5条第1項の部分で今、作業をしていますけれども、この条文ごとに各会派から評価をいただいてやってきた、この第5条第2項、第3項を含めた上での評価をもらってきたんですが、今議運でこの検証作業をやっていくときにはそこをさらに細かく、検証項目の対象を1個の条文じゃなくて条文をさらに分けて検証してきたってことで、議運での検証作業と会派の検証作業の内容が今回違ってしまったので、これは反省しなきゃならないと思っておりました。

今、及川委員がおっしゃった部分は、この検証報告書を作る段階でまとめたときに、改めて、全部こう見ていただいて、再度この協議が必要じゃないかという部分に関わってくると思われますので、今日は第5条第1項の部分でやっていたので、市民に対してという部分に関しては、第2項、第3項の部分なのでその部分がまとまって出てきたときに、改めて皆さんからご意見をいただきたいと思います。その時にまた仰っていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

ということで、第5条第1項は、今後必要な取組に関して、文言を改めて整理させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、次の項目をお願いします。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 続きまして、第6条第2項、検証項目は、委員会の活動と専門的識見の活用です。

第2項の部分ですので、議会は、委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用し、第三者の専門的識見の活用を図るものとする、ということです。

検証内容は、活用しているかどうかということになりますし、取組実績は、委員会における参考人制度の活用で、合併以後、令和2年度までに26件の参考人制度等の活用事例があったことを前回報告しておりますが、令和3年度以降の活用実績は以下のとおりで、6項目にわたり、各常任委員会の所管事務調査、請願審査におきまして、参考人を呼んで活動している実績があります。



段階評価ですが、それぞれの会派さんからA又はB評価と出されていて、全体評価はB評価になります。

前回の内容をそのまま書いていますが、当議会では、現在までに参考人制度の活用事例はあるが、いずれも当事者を参考人として招致したものであり、本条文で規定している第三者の専門的識見の活用が図られたというものではない。

公明党さんから、議会は、委員会において参考人制度や公聴会制度を活用していますかについて、活用が進んでいないという意見が出されています。

管理評価は、3～4評価で切り捨てますと3の評価になります。

前回、本条文は、委員会の活動における専門的識見の活用について不足なく規定されているが、平成18年の自治法改正により、専門的事項に関する調査を規定した第100条の2が追加されたことから、この活用に向けた取組も検討する必要があると記載されていた状況です。

日本共産党さんからは、議会は委員会において参考人制度や公聴会制度を活用していますかについて、予算の問題があり、結果として自粛されていると感じる。最初から予算として確保することが必要ではないかという意見が出されています。

新奥会さんからは、手続上、参考人制度や公聴会制度を活用し難しいように感じる。

公明党さんからは、参考人制度や公聴会制度を活用できるように取り組むという意見が出されています。

今後必要な取組としましては、委員会における議案、請願等の審査に当たっては、ほとんど当局が分かる範囲で内容説明や休憩時の請願人からの聴取にとどまり、公聴会や参考人の制度はもとより、第三者からの専門的な意見や調査報告を求めることがなかったため、必要な審査がしっかり行われるよう取り組まなければならない。

公明党さんから、参考人制度や公聴会制度の活用を図っていくという意見が出されています。

補足ですが、前回、先進事例で記載しておりました那須塩原市さんで、参考人・公聴会制度のガイドラインを活用することを目標に掲げていましたが、なかなか難しいという意見が出され、まず学習からという取組になっている状況がホームページの会議録から確認できましたので参考としてそちらもご覧いただければと思います。

また、最後のところですが、議会基本条例の逐条解説を令和4年1月に作成し、用語として参考人、公聴会についても掲載されておりますので、ご確認いただければと思います。

以上です。

○委員長（小野優君） この部分に関して、段階評価は均してBです。段階評価でも、管理評価でも触れられているんですが、活用は実際・・・。

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○委員長（小野優君） 再開します。

今、予算の指摘がありました。取組実績、10月に実施した教育厚生常任委員会で医師会の方々をお呼びしたんですが、そこが参考人としてという部分があって、予算が執行されているところがあったので、そこを確認してもらっているのでもちよっとお待ちください。

高橋委員。

○高橋委員 総務常任委員会でも冤罪関係のときに、県立大学から法律関係の名誉教授においていただいてという事例はございます。なので、段階評価の2行目の第三者の専門的知見の活用が図られたというものではない、というのは異なっている、実際、大学の法律の専門家の方に説明いただいています。

○委員長（小野優君） 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○委員長（小野優君） 再開します。

まず、段階評価ですが、今高橋委員からもありましたとおり、活用している実績はしっかりとありましたので、前回で言う、活用が図られたというものではないという部分に関しては、活用しているので、ここは表現を改めたいと思います。

一方で、十分に使っているかという部分について、管理評価の部分に関して、予算上は議会費の中の日当として、ある程度は最初から担保されている部分があるんですが。

菊池次長。

○菊池次長 日当2,200円、プラス交通費なので、この間、総務常任委員会の際に来ていただいた教授の方も、2,200円プラス盛岡の方からの交通費のみということで、すごく少ない金額で来ていただいているというのが実態です。

これについて、この間の教授の方については、他の自治体も請願が出ているので、教授の方が、例えば一関市とか他の自治体にも行っていますけれども、他の自治体の状況も同様です。

本当に少ない金額で対応いただいているのが実態です。

以上です。

○委員長（小野優君） 市の規定がそこまで、では予算要求するかという話にもなかなかならないのかと、難しいと今思ったところです。

なので、まず、段階評価の理由に関しては、なかったということではないですが、あったからAという話にもならないと思うんです。

そこが管理評価にも関わってきて、十分活用されているのかというところで、予算の話になってしまうと、なかなか議会側だけで検討しづらいところです。要望して進む話でもないですし。

いずれ、評価としては、段階評価B、管理評価3ということで、全くやっていなかったわけではないということ。

今野委員。

○今野委員 別に、この4にした理由なので、ここに書いてくれっていう意味ではないので、その点は。

○委員長（小野優君） ありがとうございます。

まず、前回参考の部分もありますが、やっていることはやっているという内容で文言を整理させていただきたいと思います。

それから、今後必要な取組でも、「求めることがなかったため」という部分もやってきていましたので、この評価をした段階が約1年前、去年の3月でそれ以降に参考人招致をやってきた部分がありますので、評価とこの間のタイムラグがありましたので、この辺は先ほど同様、評価の理由と取組は文言を改めて整理させていただきたいと思いますので、そこは預らせていただい

て、まず、段階評価B、管理評価3と定めさせていただきたいと思いますが、ご意見、ありますでしょうか。

これでよろしいでしょうか。

では、評価は、B、3ということで定めさせていただきます。

次の項目をお願いします。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 続きまして、第7条、検証項目は、市長との関係で、緊張関係、政策立案・提言という内容になります。

条文、検証内容は、書かれているとおりです。

取組内容は、政策提言の部分になると思いますが、第3条第1号、第2号の検証個票と同じですけれども、令和4年度以降は、以下の政策提言を行っている。

(1)、常任委員会による政策提言、4つの常任委員会から提言を提出し、また、現在も進めているという状況です。

(2)、決算・予算審査連動の政策提言附帯決議は、先ほども説明した内容となっております。

2ページ目、段階評価で各会派さんから、A～Bの評価で出されており全体としてはB評価になります。

段階評価の理由は、議会は、市長等と常に是々非々の立場で取り組んでいる。また、今任期の前半においては、政策提言4件の提出を行い、令和4年度以降は決算認定時に政策提言を附帯決議する取組を毎年度継続できている。また、定例会において、議員の一般質問や施政方針に対する質問等においても、市長等に対して提言を行っている。

新奥会さんから、本会議場では議論を尽くしているように見えるが機会が少ないと感じる。質問のレベルが下がっているようにも感じられる。議論をより深めるやり方を検討すべき。以前より政策提言等をする機会は増えているが当局が受け止めてそのように理解しているか不明で、場合によっては当局が進める事案に委員会が寄っている場合も見られる。提言後の振り返りが不十分、という意見が出されておりますので、この部分も要素として、その理由に加えるべき部分があればご意見いただければと思います。

管理評価は、4～2の評価が出されており、平均しますと3となります。

管理評価の理由は、本条文は、市長との緊張関係の確保と政策立案・政策提言を通じた市政発展について不足なく規定されており、見直しは不要である。引き続き、政策の立案と提言を行っていく。

新奥会さんからは、市長との関係と提案機能について、混同しているようにも見受けられるので、いったん整理する必要性を感じる、と出されています。この部分は内容を確認しながらと捉えています。

今後必要な取組ですが、政策立案や政策提言の実施が定着し、政策サイクルが確立されるようにしていくため、その後においても所管する常任委員会で当局による取組状況をしっかりとチェックし、必要に応じて是正を求めるなど、フォローアップも実施していく必要がある。

奥州みらいさんから、施策提言に対しどう取り組み、市政に活かされたかチェックと必要な是正を求めます。

新奥会さんから、一般質問の通告の事前審査をもっと活用すべき。反問権・反論権についての検討。政策提言の定期的な振り返りをして、その内容を公開すべき。文言についての検証。

公明党さんから、政策提言を実現するためのフォローアップも大事で、今後委員会代表質問などの仕組みづくりも取り組みたい、という意見が出されています。

これは、どこまでを議運全体としての意見、今後必要な取組として残すかという議論が必要かと捉えています。

以上です。

○委員長（小野優君） 新奥会から出している部分がちょっと多い、数値を下げている部分もそのとおりですが、及川委員、何か特に補足する部分ありますかでしょうか。

及川委員。

○及川委員 及川です。特に補足する部分はないかと思っております。結構前に出した案ですので細かいところを思い出しながら、という感じです。

以上です。

○委員長（小野優君） 新奥会から出した部分で、「文言についての検証」と書いて出していたんですが、「緊張感のある関係を保持し」と、「政策立案、政策提言」というところがここに一緒くたに入っているところを、1回整理したほうがいいんじゃないかというところで、この「文言についての検証」という部分を入れていましたので、政策提言をやっている部分はそのとおりだったんですけども、なので段階評価B、完全に直してほしいというわけではないんですけども、この1つの条文に「緊張感のある関係」という部分と、「政策立案、政策提言」と入っている部分に関してもう一度議員間で整理した方がいいんじゃないかという意味があつてこの文言、段階評価はBだけれども、今後必要な取組として「文言の検証」と入れさせていただいたところがありました。

特に、皆さんの中でここに関して違和感がないということであれば、ここに関しては新奥会としても、段階評価Aでいいのかなと思うところです。

あと、1年前の話でしたので、段階評価をAにすると、段階評価の理由がここに書いてあるとおりなので、今回の段階評価の部分でまず新奥会は置いといて、「議会は市長等と常に、是々非々の立場で取り組んでいる。また、今任期の前半においては、政策提言4件の提出を行い、令和4年度以降は決算認定時に政策提言を附帯決議する取組を毎年度継続できている。また、定例会において、議員の一般質問や施政方針に対する質問等においても、市長等に対して提言を行っている」というところをもって、段階評価Aとその理由にさせていただきたいと思うんですが、議運の評価としてこれでよろしいでしょうか。

及川議員。

○及川委員 いいですねと言われても一応会派で出したものなので、この場ですぐには言いづらいんですが、平均値換算ということですので、Aが4会派とBが1会派であれば、平均値でAになるんじゃないかなと思っております。

< 「切り捨て」との声あり >

○及川委員 切り捨てですか、切り捨てだとちょっと・・・。

○委員長（小野優君） すいません、今私が悪いです。

では、議運としての段階評価をBとして、段階評価の理由もこのように定めさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

管理評価も均して3になるんですけれども、文言も見直しは不要である。引き続き・・・

はい、今野委員。

○今野委員 明文化されていないと思うんですが、常任委員会の代表質問は個人の権限でやるとなっているはずなので、常任委員会で代表質問した人が、別個に一般質問するっていうのはどうなのっていう話が前にあって、一応そういう約束になっているはずなので。

記録にないのかもしれないけど。

ここに、またあえて、書かなければならないのですか。

○委員長（小野優君） いずれ今おっしゃったことも、今記録がすぐには出てこないんですけども、今後必要な取組に関しては、各会派からいろいろ仕組み的な提言、提案が出されておりますけれどもそこを改めて、今仕組みがあったはずだっていう話だったのでそこをちょっと調べさせてください。

それ以外の今後の取組の文言としては、ここに書いてあります「政策立案や政策提言の実施が定着し、政策サイクルが確立されるようにしていくため、その後においても、所管する常任委員会で当局により取組状況をしっかりとチェックし、必要に応じて是正を求めるなど、フォローアップを実施していく必要がある」という文言を入れる部分に関してご意見ありますでしょうか。

まず、管理評価としては3ですし、評価の理由で、フォローアップの部分に関して、実情が異なる部分はそれをやっていく部分だと思いますので、まず文言としては、今後一層の取組としてこの1段落目の部分を取り入れさせていただいて、それこそ新奥会でも出しましたこの反問権・反論権については、まず、この検証評価の部分には入れないで、改めて、ちょっと別の機会にしたい。

これも追加事項、さっきの通年議会もそうですけど、追加事項をどうするかっていうときに出示していただくことで、評価報告書の中には入れ込まないで、今後必要な取組の文言はこの1段落目の部分とさせていただきたいと思うんですけれども、ご意見等ありますでしょうか。

なければこのように定めさせていただきたいと思います。

菊池次長。

○菊池次長 補足ですが、さっき出た委員会の代表質問の件は、議会改革検討委員会で今、飯坂議員から提案ということで出ていまして、今後、検討する方向にはなっています。

そこでちょっと出たのがさっきも出たんですがフォローアップ、今まで2年に1回ごと政策提言をしているんですけれども、それをしっかりフォローアップできるのかっていうところがちょっとまず出ていまして。

常任委員会でも、所管事務調査でやっている面はあるけれども、そこで、できない場面も、できない項目も、できないテーマもあるだろうという、フォローアップのさらにフォローアップみたいな形で、委員会の方の代表者が質問するような場面もあってもいいんじゃないかという提案が今出ていましたので、議会改革検討委員会で今後、検討するような中身になっているという状況だけをまずお伝えします。

○今野委員 要するにこの場所書き込む必要があるのかという話なので。

これをここに書き込めば、当然これが生きていくわけでしょ。何期前とか忘れたけど、いずれそういう毎回出ているわけじゃないような、通年議会とは違うんで毎回出てはいないと思うんですが。

要するに、委員会の代表質問をやった人が、今度一般質問もやるのかってという話になって、個人の議員の権限で委員会、代表質問をやるっていう形にしますよとなっているはずで。それが都合悪いっていう話なんでしょうけど。

議運として一致した結論、文書に書き込まれるのは私としては抵抗があるということです。

○委員長（小野優君） ありがとうございます。

やはりさきほどの通年議会と同様に、まずこの検証報告書に盛り込む部分に関してここはフォローアップという部分の1段落目の部分を書かせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

< 「よい」との声あり >

ここで、午前11時20分まで休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○委員長（小野優君） 再開します。

次、第8条の説明をお願いします。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 続きまして、第8条第1項です。

条文は資料に記載のとおり、第8条として、太字、アンダーラインが引いてある部分です。

検証内容は、一般質問は一問一答方式で行われ、論点や想定を明確になっていますか、です。

取組事項は、1、一問一答方式の導入は、このとおり、導入されている経緯ですし、【参考】で、これは、奥州市議会運営等申合せ事項の次に入っていますけれども、一問一答の仕方について、具体的要領等について規定があります。

それから下の方、2、奥州市議会基本条例〔逐条解説〕を作成して、そちらにも一問一答について明確に書いてあり、それによって取組がされている状況です。

段階評価です。各会派からA～Cの評価で出されまして、均しますとB評価になります。

奥和会さんから、一般質問において、一問一答方式で行われているが同じ質問を重複して行うケースが見られる。

奥州みらいさんから、論点や争点が明確になっていないものがある。

新奥会さんから、一問一答で行っていない場合も見られる。「一問一答」に対する解釈が定まっていない、という意見が出されています。

管理評価は、4～2で、平均で切り捨てして3となります。

管理評価の理由は、奥和会さんから、条文の見直しは必要ないが、個々の質問技術の向上が必要である。

奥州みらいさんから、一問一答のやり方を再度、理解を深めることが必要。

新奥会さんから、「一問一答」という表現について、解釈が異なっている、と出されています。

今後必要な取組は、奥州みらいさんから、論点や争点の明確化と質問力の向上が必要。

新奥会さんから、「一問一答」に対する考え方の整理及び一般質問のやり方についての学習が必要という内容で、取組はされていますが課題があるという内容と捉えています。

以上です。

○委員長（小野優君） 一問一答の部分だったんですが、新奥会からちょっと厳しい評価として出ている中で、一問一答っていう表現をしたときに、要は、質問の「一問一答」と書いていますけれども、やり方としての考え方が本来「一件一答」で、通告書の1件目、2件目の所に分けているのでそれを一問一答というのは議会の要望として言っているのです、1個のことだけ聞いてやりとりするっていうのが一問一答ではないよという部分が前もってそういう宣言をしてちょっとここは分けさせてくださいっていうやり方をする方もいますけれども、その辺のやり方がだいぶ混同しているよねというところで新奥会からこういった厳しい評価を出させていただきました。

それ以外にも奥和会さん、同じ質問、重複し、同じことを何回も聞いている人がいるという部分だと思うんですけども。

それから、論点、争点が明確ではないっていうケースもあるというのも、そういうところも今もあるのかなと私も感じる部分もあるんですけども。

まず、段階評価B、管理評価3、均してですけれども、数値は、B、3と定めさせていただきたいと思います。

それから、一方で評価の理由の文言をどのように整理しようかなというのがちょっと難しい部分ではあるので、まず評価はB、3でよろしいでしょうか。

あと、文言に関してちょっと改めて整理させていただくんですけども、特にこういった表現がいいのではないかともし何かご提案がありましたら、いただきたいと思います。

菊池次長。

○菊池次長 資料の1ページの下の方に、参考で議会基本条例施行に伴う具体的要領等というところで、一問一答の仕方が書いてあるんですけど、この内容と質問項目が、2件あって、1件目終わったら2件目をやりましょうっていうことだけが書いてあるので、多分皆さんが一問一答の考え方とちょっと一致してないなっていうのは、再質問のときのことなんじゃないかなと私としては思っていたので、再質問の方法を今後考えていく必要があるのかなという文言を入れたほうがいいのかと。

議運の中で再質問の方法、少し意識統一をした方が、意識統一をして申し合わせ事項等に定めていく方向なのかなと事務局としては思っておりました。

以上です。

○委員長（小野優君） 今次長からいただいた部分を盛り込んで、改めて評価の理由の部分、今後の取組のところ、文章を整理させていただきたいと思いますので、ここも一旦預らせていただきたいと思いますがそれでよろしいでしょうか。

< 「よい」との声あり >

では、続いて次の項目をお願いします。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 第8条第2項は、「議長からの求めにより本会議又は委員会（以下「本会議等」という。）に出席した市長等は、本会議等における議員の質問に対し、議長又は委員長の許可を

得て、質問及び質疑の趣旨を確認するための発言をすることができる。」、ということで、質問の趣旨の確認をしていますかという内容です。

取組事項は、1、趣旨確認の導入で、こういった経緯で導入されたということが、これは前回と同様の内容ですが書いてあります。

2、具体的要領等の中に、やり方について書いてあります。

3、実績は、現在までに質問や質疑に対する趣旨確認が活用された実績はないです。

段階評価は、評価の理由の表記そのものですが、当議会では、現在までに質問や質疑に対する趣旨確認が活用された実績がないということで、出されているのはA～Cの評価、均した評価はBになります。

管理評価ですが、4～2と出されておまして全体評価としては均して3。

管理評価の理由は、本条文は、質疑応答の方法における趣旨確認について不足なく規定されているが、これまで一度も活用された実績がないことから、反問権の付与も検討する必要がある、と前回の内容をそのまま書いています。

また、公明党さんから、「市長等は、質問の趣旨を確認するための発言を活用していますか」については執行部に周知する、という意見が出されています。

今後必要な取組として、議会が二元代表制としての機能を果たすためには、議会が討議の場となることが必要であり、議員間での討議はもとより、執行部との討議によってより政策が充実したものとなることから、議員の質問力の向上を図りつつ、反問権の付与の効果を引き続き研究し、その是非について検討しなければならない、とこれも前回のものをそのまま書いています。

以上です。

○委員長（小野優君） 評価の部分は新奥会の評価が大分厳しくなっているんですが、さっきもちょっと触れましたけれども、いずれこの評価、会派で評価したときは、条で評価をしていて項目ごとに評価をしていないので、こういった部分も出てくるのかなっていう、改めてこういう事例になってしまったんですけども、まずこの趣旨確認っていう部分でいきますと、今までも実際この間も、使っていないので、議会はこう決めるけれども、使うか、使わないかは当局の判断だっていうのもあると思うんですが。

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○委員長（小野優君） 再開します。

評価に関しては前回と同様にさせていただいて、文言、文章に関してもこのとおりにかなという部分がありますので、あとは、改めて議長が止めるか、止めないかの判断もありますけども、当局側にもこういうことですよと、報告書がまとまった段階で、おそらく当局側も気にしてくれるのかなと思いますしそこに関しては、実際の議場での進行の部分もありますので、この辺はちょっと議長とも相談させていただいて文言を整理させていただきたいと思います。

まず、評価としてはB、3で進めたいと思いますがそれでよろしいでしょうか。

高橋委員。

○高橋委員 概ね今委員長がおっしゃったとおりで私もよろしいのかと思いますし、議長との協議ということも必要かと思います。



ただ、あくまでもやっぱりこれ、議会基本条例ということであれば、これは議会が市長等に対して、許可するっていう姿勢、趣旨確認することを許可するという雰囲気判断が必要なのかなと思いました。

○委員長（小野優君） 高橋委員。

○高橋委員 要望があった場合は、議長がそれを許可することができる。いずれにしても、これは議会基本条例であり、執行部のことではないとすれば、あくまでも議長なり議会がそれを許可するかという文言になるのかなと感じました。

その辺の判断は、議長とも相談しながら委員長におまかせいたします。

○委員長（小野優君） 本文でも議長又は委員長の許可を得てっていうところ、許可がないと発言できないのは大前提なので、あとはできること、使える権利を使ってくださいよと、それからそこに対してちゃんと許可をしますよという部分を、今高橋委員が言った部分なのかなと思いますので、そういったところもちゃんと向こうに伝わるような文言に整理させていただきたいと思っています。

次の項目、お願いします。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 第8条第3項、条文は「議会は市長等が提案する重要な政策について、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、市長等に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。」です。

検証内容は、議会は、市長等に重要な政策において形成過程など必要な説明と情報の提供を求めていますか。

取組実績、1、全員協議会での説明、2、議案審議における資料提供は、前回と同じ内容です。

さらに、資料の下の方、また以降の部分ですけれども、商業施設の取得、新医療センター計画に関わる案件について、全議員で議員間討議を行い、疑問点等を抽出し市に回答を求めた経緯もあることを書き加えています。

それから、3、市議会の議決に付すべき事件を定める条例の一部改正、条例で議会に付すべき事件を明確にしており、その中で、総合計画基本計画は議決事件になっていない経緯だったので、令和3年6月の条例改正で基本構想だけでなく、基本計画も議会の議決の対象にし、政策水準の向上を図ってきています。

2ページ目、段階評価は、A～Cの評価が出されており、均してB評価です。

段階評価の理由は、奥和会さんから、概ね条文に基づき運営されているが、一部に重要案件について、必要な情報が遅延する場合がある。

奥州みらいさんから、論点や争点が明確になっていないものがある。

新奥会さんから、論点・争点が明確になっていない場合や資料請求で終わるケースが見受けられる。必要な説明と情報の提供を求めているが当局と議員では情報量の格差があり是正する必要がある、と出されています。

管理評価は、4～2の評価が出されており、平均して3という形です。

管理評価の理由は、本条文は、質疑応答の方法における議案審議の情報提供について不足なく規定されているが、重要な政策等については、執行部に対し不足していると思われる情報を積極

的に求めていく必要がある。

公明党さんからは、「議会は、市長等に重要な政策において形成過程など必要な説明と情報の提供を求めていますか」については、重要政策を定め説明・情報の提供を求める、と出されています。

今後必要な取組は、「重要な政策等における情報提供が不十分な場合において、具体的な資料を求めるための仕組みを検討する必要がある。」と前回書かれており、これはこのとおりのかなと思っています。

加えまして、新奥会さんからは、「必要な説明と情報の提供を求めているが当局と議員では情報量の格差があり是正する必要がある。事業化に当たっての元となるデータを公開する制度、もしくは条例を作っては」と、公明党さんからは、「新医療センター、メイプルの活用など、大きな政策課題について議会として積極的に説明を求める。」という意見が出されています。

以上です。

○委員長（小野優君） 評価の値ですが、B、3で、先ほどと変わらない部分かなと思います。

段階評価の理由で、いろいろご指摘されている部分があるんですけども、奥和会さんの情報が遅延するところがあるという部分に関しては、先ほど、市長との関係でも速やかな情報提供を求めていくという部分と同じ内容、重なる部分ではあるんですけども、求めていくことが大事かなという部分そのとおりのので、そこを文章化、先ほどとちゃんと連動するように文章化していきたいかなと思います。

情報量の差という部分に関して、及川委員から補足ありますか。このとおりと言えどこのとおりなのかもしれませんが。

及川委員。

○及川委員 情報量の差で、これ前私も一般質問した経緯もありますけど、他には例えばホームページ上で、例えばいついつまでプロポーザルの募集要項とかそういったものが、プロポーザルが始まってすぐなくなって、振り返りができないので、例えばそういった情報公開したものは、期限を設けて例えば1年とか2年しっかり残すとかっていうのをしていけないといけないのではないかなということもあります。

あとは、やっぱりどうしても議員だと当局からの資料のみで判断する場合も多いと思うんですがやっぱり、内容によっては他の視点で、与えられた情報での視点でしか物事が判断できないというのはちょっと問題なのかなと思ひまして、できるだけ公平、開かれた情報公開が必要ではないかということでこのような評価にいたしました。

以上です。

○委員長（小野優君） 情報の公開、データ・情報量が不足している、もしくは遅い場合も多いってところは一致する部分かなと思うんですけども、これは、予算審査だったか決算審査だったかのときも、最後、資料請求で終わることがこの間もあったので、そこら辺、例えば仕組みとして、資料を、基本的に決算審査だと思うんですけども、この数字どうなっているんだっていうのを決算審査の場で聞くぐらいだったら、前もってその数字を取り寄せる仕組みを作ってしまった方がいいんじゃないかっていう話もちんちんと出ていたときがあったので、そこも盛り込んでこういった書き方として評価を出している部分もあったんですけども、まず数

値は数値として・・・。

はい、及川委員。

○及川委員 あと1点、資料請求で終わった場合に、いわゆるその質問、資料請求をした議員と当局とのやりとりだと思うんですけども、一応それらを他の議員も聞いていますので、例えばその資料提供を質問者だけに渡すのではなくて、タブレットとかがある時代なので、そういった資料も、今回のこの資料でしたよと皆が共有できるような環境が今不足しているんじゃないかなというのがあります。

以上です。

○委員長（小野優君） 今、言われた部分が今後必要な取組として前回同様になるかもしれませんが、重要な施策等における情報提供が不十分な場合において、具体的な資料を求めるための仕組みを検討する必要があるというところに、これも事前のついでという部分が含まれているんですけども、今言ってもらった議場での審査、審議の過程が尻切れトンボで終わっている部分も、最後まで報告、情報提供し、全員に共有してほしいという部分の仕組みを作るべきじゃないかという部分も今後の取組に盛り込ませていただきたいと思いますと思うんですけども、いや、そこまでする必要はないって思う声があればお聞かせいただきたいんですが、どうでしょうか。

しなくていいですか。

段階評価も文章化がまだできてない部分もありますので、まず評価の数値、B、3と定めさせていただいて、段階評価、今後必要な取組の部分に関して1回文章を作ってあと改めてそこに入れた方がいいか、今回はそこまで入れなくていいんじゃないかっていうところを、後日また改めてご判断いただきたいと思います。段階評価、今後必要な取組の文章に関して後日また皆さんに検討していただきたいと思いますので、まず、評価は、B、3と定めさせていただきます。

菊池次長。

○菊池次長 資料提供の関係で今資料配信しましたが、議会運営等申合せ事項20番に資料提供のことが書いてありました。

提供された議員が全議員に配布した方がいいかどうか判断して、それを受けて事務局の方で、全議員に配布するとなっていますので、今後これをこうじゃなくて、全議員に配布するようにするのか、あるいはこの決まりを徹底していくのかという部分を今後、話をしていければいいのかなと思います。

以上です。

○委員長（小野優君） 今あった部分も検討していきたいと思います。「印刷し」の部分は、少なくとも「データ」に変えさせていただきたいと思いますが。というところで改めて文言整理させていただきます。

よろしくをお願いします。

続いて説明をお願いします。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 本日最後の項目、第14条、検証項目は議会改革ということでご存じのとおり、前回の検証を受け、第14条を全部改正した内容です。従前、議会活性化の取組として規定されていたものが、議会改革という文言で第14条、議会は社会情勢の変化等により新たに生じる市政の課

題等について、適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会の改革に取り組まなければならないと規定したものです。

検証内容は、①から③までに掲げるとおりですし、取組実績は議会改革の取組ということで、議会活性化の取組が議会改革に収れんされるものとして、市議会基本条例の当初制定以後、取組を進めてきた。社会情勢の変化等により、新たに生じる市政の課題等に適切かつ迅速に議会が対応するため、令和3年11月に議会基本条例第14条を改正し、継続的な議会改革に取り組まなければならないとして、さらに取組を進めてきている。

多くの項目に取り組んできておりまして、前回の検証に報告されている事項につきましては掲載を省略しておりますが、主にこの4年間、5年間ぐらいになるかもしれませんが取組といたしまして、(1)議会機能の強化、①から⑥までに関わるようなことを取り組んできております。

(2)、住民参画の取組、議会広聴広報委員会への改組、それから市議会市民フォーラムの実施等を実施してきています。

(3)、情報共有の取組、Z o o mを活用した全員協議会のオンライン上での配信を取り組み始めました。

(4)は、(1)～(3)の項目と重複するのかもしれませんが、各種計画や方針ガイドラインの策定等ということで、①議会BCP、②政策提言サイクルの構築、③ICT推進方針の策定、④議員間討議のガイドラインの策定等を進め、議会改革の取組を推進しているという状況が取組実績です。

段階評価は、各党派さんからA～Cということでこれだけやっているんですけどもなかなか各党派さんの評価は厳しいと捉えたところですが、段階評価としてBの評価になります。

議会改革は、議会運営委員会や議会改革検討委員会等により取組項目が検討されているが、取組実績のとおりの実現がされている項目がある一方、委員会内で意見が一致しない項目については実施を見送っているという状況です。

日本共産党さんからは、採決の在り方の変更が必要かもしれない、新奥会さんは、議会改革は停滞している、との厳しい意見もあります。

管理評価は、4～3で、本条文は、議会改革への取組について不足なく規定されており、見直しは不要である。

今後必要な取組は、今回の基本条例の検証結果に基づく取組項目を迅速に実施するとともに、さらなる議会改革の推進のため、社会情勢の変化等を的確に捉え、新たに生じる市政の課題等に適切かつ迅速に対応していく取組が必要である。

日本共産党さんからは、繰り返しですが、採決の在り方編の変更は必要かもしれない。

新奥会からは、新しい取組は、試験的にでも導入して、課題や解決策を模索する。議会改革検討委員会の経過と結果をホームページなどでも公開するべき。

公明党さんからは、同じ検討項目を何回も行っているのではないかと。前向きな議論を行っていくべきと考えます、という意見が出されています。

以上です。

○委員長（小野優君） 新奥会から出していた部分に関しては議会改革検討委員会で2年かけて、そのかけてきたところがほとんど現状維持が多かったの、それってどうなんだろうという部分でこういった書き方をしたのを思い出したところです。

日本共産党さんから、採決の在り方の部分に関して何か説明補足いただけるものはありますか。

(録音されていないやり取りあり)

○委員長(小野優君) 採決については、これからの部分ですので。

高橋委員。

○高橋委員 また小さなことですが、段階評価の部分ではBの理由っていうこともうたわれているのかなというところですが、管理評価は3なんですけど、不足なく規定されており見直しは不要である、この一言では4なのかなという気もします。全体が4又は3なので、これが4であればこのままでいいのかなと思うんですが、3とすれば、見直しは不要であるものの、3になった理由がほしいのかなという気もしないではないですが、いかがでしょうか。

下の方の取組事項、今後必要な取組事項のことで新奥会さんとしては、議会改革検討委員会の経過と結果をホームページなどで公開すべきであったりとか、課題解決を模索するとかっていうところもありますから、管理評価の理由としては、見直しは不要であるものの、今後、結果の公表等に努めるべきであるというようなことも必要なのかなと思います。

○委員長(小野優君) 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○委員長(小野優君) 再開します。

ちょっと、新奥会から出させてもらった部分で議会改革検討委員会の内容までホームページっていうところがあって、全協で全体報告はしているんですけどもまず現状、ホームページはここまで公開になっていなかったの、それとしてはどうかという部分での管理評価として不足している部分があるのかなというところで今高橋委員から補っていただいた部分がそこに当たるので、ちょっとそこを今ちょっとここで、出す、出さないって結論を出す部分ではないんですけども、そこも含めて取り組んでいくという部分をちょっと盛り込めるかどうかというところ文言を作らせていただいて、また改めて皆さんに検討していただきたいと思います。

まず、値としてはB、3でここも均した結果こういう数字な値になりますよっていうところで、議運の評価として定めさせていただきたいんですけども、このB、3という部分に関してはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

文言についてちょっと改めて調整させていただいて、皆さんにまたご検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

基本条例の検証に関してはここまでです。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## (2) 例規改正について

○委員長(小野優君) もう1つ、例規改正についてもあります。

事務局で例規改正について説明、お願いします。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 協議事項の2つ目、例規改正についてです。

改正は2つあり、1つは、奥州市議会個人情報保護に関する条例の一部改正、もう1つは、

奥州市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正です。

去年の11月26日の議会運営委員会で、全国市議会議長会からの通知と改正の内容について若干お知らせしたところでしたけれども、本日も改めてその資料を本日のフォルダに保管しています。全国市議会議長会からの通知、官報資料等となります。

それを受けて当市議会としての対応ですが、条例改正、規程改正が必要と判断いたしまして、本日提案の内容になります。

初めに条例の一部改正要綱を読み上げさせていただきます。

奥州市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正要綱。

1、改正の趣旨、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び刑法の一部改正に伴い、これらの法の規定に準じて定める議会の条例の規定を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

2、改正の内容。

(1)、引用する条項を改めたこと。（第2条及び第12条関係）。

(2)、「懲役」を「拘禁刑」に改めたこと。（第53条から第55条まで関係）。

(3)、所要の整理。

3、施行期日。

(1)、2(3)公布の日。

(2)、2(1)令和7年4月1日。

(3)、2(2) 令和7年6月1日。

改正文、新旧対照表は、資料保存のとおりですので、それぞれご確認をいただければと思います。また、この内容は、総務課行政係の審査を既に終えたものです。

この条例の改正に当たり、罰則の定めがある条例を改正する場合、今回の第53条から第55条までの改正ですが、事前に検察庁協議が必要でこの協議は終えています。

今後の予定です。2月4日の全員協議会で内容を全議員に説明し、その了承を得たうえで、議員発議で2月定例会に当初提案したいと考えています。

伴いまして、2月10日に議会運営委員会が予定されていますが、その際に、議会運営委員会委員の皆様のご署名をいただきたいと考えております。ご了承いただければと思います。

続きまして、関連がありますので規程の改正です。

同じく、政令等の一部改正を受けまして、全国市議会議長会から市町村議会における規程の改正について通知が発せられましたので、その通知を受け、市の規程の内容を比較し、改正する内容になるものです。

こちらは、国の制度が令和6年12月2日から改正される内容ですので、その日に合わせて、この改正規程を施行させる必要がありましたので、昨年12月2日付でもって、規程を制定した形になります。

改正要綱を同じく読み上げさせていただきます。

奥州市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正要綱。

1、改正の趣旨、個人情報の保護に関する法律施行令等の一部改正に伴い、これに準じて議会が定める個人識別符号に係る規定等を改めるため、本件告示を一部改正しようとするものである。

2、改正の内容。

(1)、保険者番号等に係る表記を改めたこと。(第3条関係)。

(2)、免許情報記録の番号を個人識別符号に加えたこと。(第3条関係)。

(3)、本人確認書類から健康保険被保険者証を削ったこと。(第10条、様式第2号、様式第13号及び様式第19号関係)。

(4)、所要の整理。

3、施行期日。

(1)として、2(1)、(3)及び(4)は、令和6年12月2日。

(2)として、2(2)は、令和7年3月24日。

こちらと同じフォルダに、改正文、新旧対照表を保管しておりますので、ご確認いただければと思いますし、こちらにも全協に報告をさせていただきたいと考えています。

こちらの内容も総務課行政係の審査済ですし、施行日の令和6年12月2日から本日までにおきまして、実務において影響が出ていることはありませんので報告させていただきます。

例規改正について、以上です。

○委員長(小野優君) 何かご質問ありますでしょうか。

今野委員。

○今野委員 私たち法案に反対しているので、提案者から外してください。

○委員長(小野優君) 他に何かありますでしょうか。

では、例規改正に関しても終わらせていただきます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## 4 その他

### (1) 今後の予定について

○委員長(小野優君) その他の部分に関して、皆さん方から何かありますか。

事務局から。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 その他について、3点あります。

・来年度の議会年間予定表を本日のフォルダに保管しています。

議長スケジュールと市長スケジュールが大きく関係しますので、既に総務課秘書係と情報共有した上で、来年度のスケジュール表を作成させていただいたということですし、議長とも相談済の内容です。

9月定例会、12月定例会は、昨年とほぼ同じ内容です。

6月定例会は、市長スケジュールにより、金曜日開会でなく、月曜日開会を見込んでいます。常任委員会の予定は例年どおりに戻しています。

2月定例会は4年前のスケジュールを参考として作成しています。

ここでご確認いただいたうえで、議員各位には、通知文書でもって周知します。

・2月10日に2月定例会に向けた議会運営委員会があります。

・3月11日、議会運営委員会の研修会で、青森大学の佐藤淳先生を招いての研修会を午後に予

定したいと考えています。詳細が決まりましたら、改めてお知らせします。

## (2) その他

○委員長（小野優君） 他になければ閉会します。



## 5 閉会

○副委員長（千葉敦君） 長時間にわたり慎重な審議ありがとうございました。

これで議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。